

10-3
57

標準義務教育費の確保に関する法律案の
今後の取扱いについて

標準義務教育費の確保に関する法律案が、総司令部において審議未了とされた理由は、全州市町村長の反対はもとより、この法律案が四月十一日付のマツカイサー元帥の吉田総理大臣宛の地方財政平衡交付金法案に關して地方自治の尊重の原則を説いた書翰の精神及び文面に抵触するという理由に基くのであるが、義務教育は、わが国文教政策の根幹をなす重要国策の一つであつて、この法律案の成否は、わが国運の消長に重大な影響を及ぼすものである。

この法律案は、憲法に保障されている教育の機会均等と義務教育無償の原則を實現するため、絶対的必要であつて、地方自治に対する唯一の例外として認められるべきものと考える。

極東委員会指令第七十四号には、中央政府は全国教育の妥当な水準を維持する責任があり、このために、地方団体の教育費に対して適当な財源措置をなすべき旨を指令しておき、又シヤウプ使節團の勸告書にも、地方自治が濫用される虞があれば、教育費については特別の制限を設けても差し支えない旨明記されている。

教育基本法に基いて教育が不当な文面に服することなく、その自主性を確立するため設けられた教育委員会も、教育費に対する最低限度の保障もなく、完全に、知事及び議会の文面に服することとなり、常に不当な政治的干渉の脅威にさらされ、教育委員会を設置した主旨も没却されるであろう。

憲法に保障されている地方自治の尊重の原理は、その窮極の目的がわが国民民主化の促進にある。義務教育の全国の水準の維持、向上は、わが国民民主化の上から、これと同等又はそれ以上の重要性を持ち、前者のために後者が犠牲にされるといふ何等の理由も見出し難い。

憲法に保障された個人の自由も、公共の福祉維持の立場から制限を受けることはやむを得ないのであつて、地方自治も国家全体の福祉維持のために、ある種の制限を受けることはやむを得ないのである。

天野
141

義務教育費国庫負担法は、教員の待遇改善及びわが国の義務教育水準の維持向上に重大な貢献をなして来たのである。にわかに国家的援助のこの支柱を失つて、完全に地方自治に委ねることは、教育委員会も未だ準備されず、又、六発達の現状において、いたずらに教育界に無用の不安と動搖を招来し、わが国の民主化をそれだけ遅延させるのである。

わが民主化の現段階においては、義務教育の全国水準が確立されるまでは、地方自治に対する唯一の制限を認め、地方財政平衡交付金法の特例としてこの法律案を制定することが絶対に必要である。

その対策としては、憲法に保障する義務教育の

(ハイコール・エデュケーション)と

(フリー・

エデュケーション)が如何に踏みこじられているかを、教員の質と量
・待遇の面から、教材の面から、児童の学力の面から、教育費の面か
ら、父兄の税外負担の面から詳細にサンプル調査を行つて、主として
・。日折衝に重点を置き、臨時国会前に了解を求める。
このために、

(山)吉田総理大臣からマツカリーサー元師に懇請する。

(官)官房長官から日・日ホイットニー局長及びリゾー次長に諒解を求め
る。

(文)文部大臣から、ホイットニー局長及びリゾー次長に懇請する。

(文)文部大臣から日・日・日ニユージェント局長の協力を懇請する。

緊急措置として

(2) 地方財政平衡交付金中に算入された義務教育匡庫負担金の計算の基
礎を明確にして、大蔵省、地方財政委員会及び文部省の各次官、次
長に通牒を知事、教育委員会に送付して協力を求める。

・学校の教育課程及び編制の基準に関する法律案の制定の準備を行い、
次期国会に提出する。

